

＜学校いじめ防止基本方針＞

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、子どもの心と体に、また成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、子どもと大人(みんな)が総がかりで取り組むべき課題である。

そのため、教職員は日頃からすべての子どもたちに愛情を持って、支援・指導する心を持ち、人間性や正義感を育み、教職員と子ども・保護者と信頼に基づいた良好な関係を構築する中で、いじめを絶対に許さない風土づくりを進めていく必要がある。

そのためには、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって丁寧に相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら考え行動し、夢に向かって進む心豊かな子どもの育成」を教育目標とし、「子どもが大切にされ、安心・安全で毎日楽しく通える学校」をめざす中で、子どもの自尊感情を育て、生命尊重やお互いを尊重し合う心、豊かな人権感覚を追求するために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに牧野小学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・不登校・虐待対応委員会」（「生指企画委員会」）

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主担者、生徒指導副主担者、当該学年、養護教諭、人権教育主担者、人権教育副主担者、特別支援教育コーディネーター、

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめへの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗状況のチェック
- キ 各取組の有効性の検証

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

牧野小学校 いじめ防止 年間計画			
月	学校全体の活動内容	学年学級の活動内容	備考
4	・いじめ防止に係る年間計画の作成 ・相談窓口の周知(保護者、児童) ・「牧野小学校いじめ防止基本方針」の改訂	・「学級開き」での人権教育 ・学級経営方針の周知と保護者への協力依頼(学級懇談会) ・「言葉のちから」を高める授業づくり	・授業参観 ・学級懇談会
5	・人権教育全体研修会(児童理解について) ・「困ったアンケート」の実施	・家庭訪問で児童の様子を把握 ・学級会での指導(仲間づくり) ・校外学習での仲間づくりの取組 ・「困ったアンケート」の実施及び結果分析と事後指導	・家庭訪問 ・学校参観 ・PTA総会
6	・地域による学校理解(学校参観) ・人権教育研修会 ・「困ったアンケート」の実施	・宿泊学習にむけた取組(5年) ・「困ったアンケート」の実施及び結果分析と事後指導	
7	・1学期を振り返っての総括 ・夏季休業に向けた指導	・個人懇談での保護者との情報交流(家庭での様子の把握)	・個人懇談
8	・人権教育全体研修会		
9	・「困ったアンケート」の実施	・学級会での指導(仲間づくり) ・夏休み中の児童の様子を把握(学級懇談会) ・運動会にむけた取組 ・「困ったアンケート」の実施及び結果分析と事後指導	・授業参観 ・学級懇談会
10	・「困ったアンケート」の実施	・修学旅行に向けた取組(6年) ・校外学習での仲間づくりの取組 ・「困ったアンケート」の実施及び結果分析と事後指導	・運動会
11	・人権教育全体研修会 ・地域による学校理解(学校参観) ・学校自己診断アンケートの実施 ・「困ったアンケート」の実施	・「困ったアンケート」の実施及び結果分析と事後指導	・学校参観
12	・2学期を振り返っての総括 ・冬季休業に向けた指導	・個人懇談での保護者との情報交流(家庭での様子の把握)	・個人懇談
1	・地域による学校理解(学校参観) ・学校自己診断アンケートの結果分析及び改善策周知 ・人権研修 ・「困ったアンケート」の実施	・学級会での指導(仲間づくり) ・牧小縁日の取り組み ・「困ったアンケート」の実施及び結果分析と事後指導	・学校参観
2	・「困ったアンケート」の実施	・「困ったアンケート」の実施及び結果分析と事後指導 ・1年を振り返った反省と情報交流、児童の様子の把握	・授業参観 ・学級懇談会

3	・3学期及び年間を振り返っての総括・春季休業に向けた指導	・「年度末学級」に向けた取組・反省	・PTA総会
年間	・毎月の「生指企画委員会」の開催による情報交流と共通理解 ・毎月の児童支援部会及び生徒指導部会での情報交流と共通理解 ・定期的な地域との会合での連携 ・必要に応じた専門家等と連携したケース会議の実施 ・道徳や特活におけるいじめ防止に係わる人権教育の推進		

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

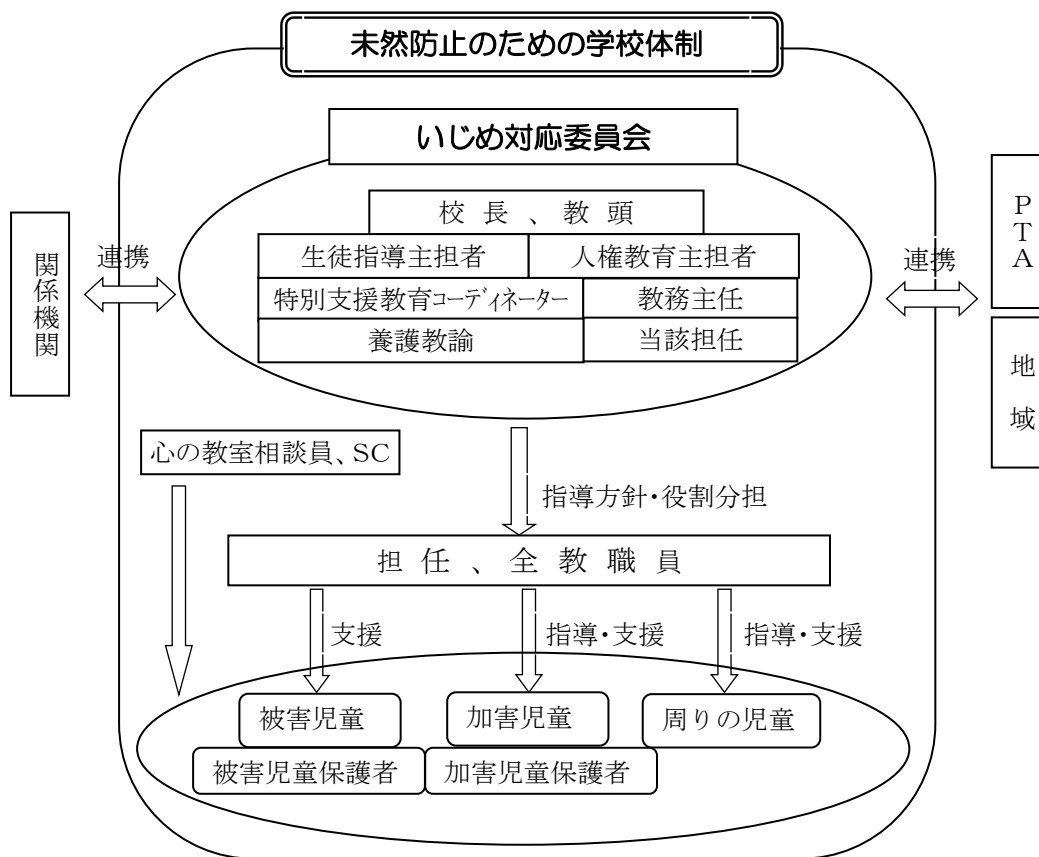
児童支援部会を毎月開催し、「困ったアンケート」や「いじめアンケート」などの情報や普段の学級・学年の児童の状況について共通理解を深め、対策を講じる。また、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、非認知能力育成を重点に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



その事を踏まえ、基本姿勢として、

- ① 学校、学級内にいじめを絶対に許さない雰囲気を作る。
- ② 児童、教職員の人権感覚を高める。
- ③ 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④ いじめを早期に発見し、迅速・適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤ いじめ問題について保護者・地域そして関係諸機関との連携を深める。

2 いじめの防止のための措置

(1) 校内体制の確立（報連相の徹底）

- ① いじめに該当する事案に関しては、校内共通の「いじめ入力シート」に入力をし、担任の抱え込みをなくす。
- ② 児童支援部や「いじめ対応委員会」を中心として、いじめの早期発見に向けた様々な取組を充実させる。
- ③ 特別活動や体験活動など、創意工夫した多様な指導方針による教育実践を図る。
- ④ 全ての教職員が「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る問題である」という共通認識を持つ。指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ⑤ 教職員の認識を高める校内研修を進める。
- ⑥ 毎月の「困ったアンケート（いじめアンケート）」などの調査、面談等を通して子どもの意識や実態を正確に掴む。
- ⑦ 部会や全体会を頻繁に持ち、各教職員が持っている緊密な情報交換を行うとともに担任等の悩みや子どもの実態把握と共通理解に努める。情報の引き継ぎを充分に行う。
- ⑧ いじめを絶対に許さないという教職員側の強い姿勢を児童に示し、学校一体となって、いじめを許さない雰囲気作りに努める。（いじめ防止ポスターの校内掲示）

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 「学習指導と生徒指導は表裏一体」との認識のもと、学級・学校の教育力を高め、児童にとっての居場所としての温かみのある人権感覚豊かな集団・学級・学校づくり、落ち着きのある学級・学校づくりを進める。
- ② 「自己存在感」「共感的な人間関係」「自己決定の場」等、互いに高め合える学級・学年・学校経営に努める。
- ③ 朝や終わりの会、学級会、生活ノートなど、一人ひとりが自らの生活を振り返る場をつくる。
- ④ 各教科では、学習規律を確立し、共感的な人間関係に基づく「わかる授業」を通して自己存在感を高めていく。
- ⑤ 道徳科を中心に、共感的な授業を通して生きる上での価値を考え、自己決定能力の育成（道徳的価値観の育成）を図る。
- ⑥ 総合的な学習の時間や外国語活動では、体験的な活動を通して社会のルールやマナーの大切さを体得させ、児童同士の豊かな人間関係を培い、共に生きる心を育てる。
- ⑦ 児童会活動や学級活動等の特別活動や学校行事では、豊かな生活体験、自主的な集団活動を意図的に組織し、仲間づくりを進める。
- ⑧ 心の教室相談員や SC、SSW との連携を図る。

(3) 教育相談の充実

- ① 管理職、児童支援部、生徒指導主担、養護教諭及び心の教室相談員で相談窓口をつくり、広く周知するとともに、気軽に相談できる体制づくりを進める。
- ② 定期的な教育相談を開催し、豊かな人間関係づくりに努める。
- ③ 教職員から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童一人ひとりと話し合う機会を多く持つ。

(4) 保護者・地域との連携

- ①教育相談窓口の開設を保護者にも周知し、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ②家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
- ③保護者や地域からの情報が得やすいように双方向の連絡体制を確立し、意見を反映させていく。
- ④日常的に地域の関係団体等との連携を密にしておく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握

- ①「困ったアンケート（いじめアンケート）」を学期に2～3回実施して、実態を把握するとともに結果分析と事後指導を行う。
- ②休み時間や放課後等を利用するなど、学期に1回または随時、教育相談の機会を設け、プライバシーに配慮しながら、児童から情報を収集する。

(2) 日常の観察

- ①児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。
- ②上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあつたらすぐに対応し、原因を明らかにする。
- ③第三者的立場の児童からの情報を得られる雰囲気・土壌を普段から作っておく。

(3) 保護者との連携

- ①以下の点について特に連携・依頼を行う。
 - 子どもとの会話をできるだけ多くする。
 - 服装等の汚れや乱れに気を配る。
 - 子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。
 - 悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を、普段から作っておく。

(4) 相談窓口の周知

- ①校長、教頭、生徒指導担当者、人権教育担当者、養護教諭による相談窓口を設置し、児童、保護者に広く周知して、気軽に相談できるようにする。
- ②心の教室相談員の活用を図り、気兼ねなく相談できるよう体制をつくる。

(5) 個人情報

- ①教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて慎重な配慮を行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導・支援に当たるとも、再発防止にとっては大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。したがって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合

- ①ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
- ②遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 報告・連絡・相談

- ①教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌主担者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（「いじめ対応委員会」）と情報を共有する。
- ②いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ③被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(3) 事実の把握及び保護者への対応

- ①「いじめ対応委員会」を中心に関係教職員で、これまでの経過を共通理解する。
- ②人権に配慮した対応について確認する。
- ③被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。できるだけ、学年主任等が付き添うなど必ず複数で対応する。
- ④家庭訪問をする際の配慮すべき点等を確認する。

●当該児童には

- ①保護者の了解を得た上で事実確認等を行う。
- ②当該児童の思いや願いをしっかりと聞きながら、時間的な経過や具体的な状況を詳細に聞き取る。
- ③当該児童の心情や精神状態を考慮して時間をかけて、共感的に心の痛み等を軽減するように、信頼されている教職員等がじっくりと話を聞きながら事実確認をする。（必ず記録を残す）

●当該児童保護者には

- ①速やかに家庭訪問を実施する。（可能な限り事情を聞いた当日に行う）
- ②保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪・改善する。
- ③安心して学校生活が送れるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後も継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

(4) 対応方針の決定及び役割分担

- ①「いじめ対応委員会」を中心に、これまでの情報と家庭訪問等で得た情報をもとに協議して、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ②収集した情報が速やかに「いじめ対応委員会」に伝えるとともに、教職員の情報連絡体制を整える。
- ③必要に応じて、関係機関(教育委員会・主任児童委員等)との連携を図る。(校長・教頭)

(5) 当該児童及び周囲の児童からの事実確認(記録する)

●当該児童には

- ①5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。
- ②人権やプライバシーに配慮する。
- ③思いこみや先入観・憶測が入らないように慎重を期す。
- ④心理的な圧迫感を与えないように注意する。

●周囲の児童には

- ①5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。
- ②人権やプライバシーに配慮する。
- ③思いこみや先入観・憶測が入らないように慎重を期し、正確な聞き取りができるように、グループや個別の面接など、聞き取り方を工夫する。

(6) いじめた児童への対応

●加害児童には

- ①速やかにいじめを止めさせた上で、学年主任等複数で対応し、事実確認を行う。聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ②いじめを起こした背景や、時間的な経過等、できるだけ具体的な状況を把握し、今後の指導のため記録を残す。
- ③事実だけではなく、当該児童の課題を生活背景等(学校及び家庭、友人等)と関連させて明確にする。
- ④確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。
- ⑤いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるなど、行為の重大さに気づかせ、反省を促すとともに謝罪の方法についてともに考えながら指導していく。
- ⑥いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑦指導にあたっては、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや心の教室相談員の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

●加害児童保護者には

- ①家庭訪問等、児童と保護者に直接対応する。
- ②学年主任等が付き添い、複数で対応する。
- ③保護者にいじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。
- ④保護者が孤立感を感じないように配慮する。
- ⑤保護者とともに解決に向けての取組を考えながら、家庭での子どもの接し方等について助言する。

(7) 学級・学校全体への指導

- ①いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対して、自分の問題として捉えさせる。そのため、いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ②同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対して、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- ③「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- ④いじめの事実を出す場合は、人権やプライバシーに配慮し、本人や保護者の了解を得る。

(8) 指導の継続

- ①いじめられた児童に対しては、落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携して対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員の協力を得て対応を行う。
- ②学校(担任)は、被害児童の保護者に経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について説明し、理解と協力を依頼しながら継続して児童の成長を見守る。
- ③学校(担任)は、加害児童の保護者に事象の具体的な内容や被害児童の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、加害児童の課題解決のための具体的な支援について話し合い、継続して児童の成長を見守る。
- ④関係した児童の成長の情報を教師間で共有し合い、全教職員で当該児童・学級を支援する。
- ⑤家庭訪問や教師からの声かけ等、見守ってくれているという安心感・信頼感を与える。
- ⑥状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。
- ⑦解決が長引く場合があるので、随時観察指導をする。
- ⑧事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

(9) 関係機関との連携

- ①速やかに市教育委員会に報告する。
- ②児童との継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや心の教室相談員、相談機関と連携をとり、心のケアに努める。
- ③一定の限度を越えるいじめには、市教育委員会等と連携して、加害者に出席停止の措置を講じる等の対応も考慮する。
- ④暴力や恐喝等を伴うなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 ネット上のいじめへの対応

(1) 未然防止に向けた取組

●安全指導（教育）の充実

- ①非行防止教室などにより、SNS等での誹謗中傷は、名誉毀損罪や侮辱罪となる場合もあり、悪質な書き込みの場合は、警察の捜査が行われることを指導する。
- ②SNS等に匿名で書き込みをしても、犯罪行為であった場合には警察の捜査で書き込み者を特定することが可能であることを指導する。

- ③ SNS等の利用については、「誰かを傷つける内容」など、よく考えて利用することを指導する。
- ④ 携帯電話やインターネット等を利用して、出会った人物から被害を受けることも考えられることから、危険性を含んだメディアであることを周知し、ネットの特性や危険性、活用時のマナー、モラルなどを指導する。
- 安全体制の確立
 - ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておく。
 - ② 特別活動や体験活動など、創意工夫した多様な指導方針による教育実践を図るとともに、指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
 - ③ 教職員の認識を高める校内研修を進める。
 - ④ 困ったアンケート、面談等を通して子どもの意識や実態を正確に掴む。
 - ⑤ 部会や全体会を頻繁に持ち、各教職員が持っている緊密な情報交換を行うとともに担任等の悩みや子どもの実態把握と共通理解に努める。子どもの情報の引き継ぎを充分に行う。
 - ⑥ 問題行動等には日頃から毅然たる態度で対応する。
- 教育相談の充実
 - ① 相談窓口を広く周知するとともに、気軽に相談できる体制づくりを進める。
 - ② 豊かな人間関係づくりと定期的な教育相談を充実する。
 - ③ 教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童一人ひとりと話し合う機会を多く持つ。
- 保護者・地域等との連携
 - ① 携帯電話のルール等について児童・保護者への周知・啓発を徹底する。
 - ② 保護者に対して、ペアレンタルコントロール（保護者の見守りや指導）やフィルタリングサービスの必要性を周知する。
 - ③ 教育相談窓口の開設を保護者にも周知し、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
 - ④ 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
 - ⑤ 保護者や地域からの情報が得やすいように双方向の連絡体制を確立し、意見を反映させていく。
 - ⑥ 日常的に地域の関係団体等との連携を密にしておく。
 - ⑦ 規範意識の向上に向けて関係機関との連携による取組を実施する。

（２）具体的な対応

- 被害児童への対応
 - ① 被害児童から事実確認を行い、児童の受けている心理的圧迫感をしっかり受け止め、必要があればスクールカウンセラーや心の教室相談員等の活用を行い、ケア等必要な措置を講ずる。
 - ② 担任だけで対応するのではなく、学年や生徒指導主担者に報告し、校長、教頭、情報担当者等と情報を共有する。その時、個人情報の扱いについては留意する。
 - ③ 被害児童及びその保護者に対応等（削除要請と加害者の特定への努力と指導、再発防止等）について説明する。
- 被害児童保護者への対応
 - ① 被害児童の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、今後のケアへの取組について話し合い、理解と協力を依頼する。
- 関係機関への報告、連絡、連携
 - ① 速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
 - ② 新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を市教育委員会及び関係機関等へ入れる。
 - ③ 名誉毀損等の犯罪に該当するような場合は、警察に相談する。（被害届は、被害者本人及び保護者が出す）
 - ④ 書き込みの内容により、まったく該当児童と面識のない者等が近づくことも考えら

れるので、必要に応じ警察に相談する。

⑤人権侵害に当たる場合は、大阪法務局人権擁護部に相談する。

●加害児童への対応

①加害児童が特定できた場合には、事実確認を行い、書き込みをした背景や時間的な経過など、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該児童の課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等）と関連させ明確にする。また、今後の指導に生かすため記録を残す。

②犯罪行為があれば、必ず警察と連携し、事件後も協同で指導する。

③聞き取りは、不用意に周囲に知られることのないように配慮する。その際、一方的な説論にならないようにし、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。

④加害児童及びその保護者に、対応等について説明するとともに、必要があればスクールカウンセラーや心の教室相談員等の活用を行う。

（３）再発防止、事後の取組

①学級会活動等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。

②校内の教育相談体制の充実を図り、必要があればスクールカウンセラーや心の教室相談員等の緊急支援を依頼し、心のケアに努める。

③情報モラル教育の一層の推進を図り、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

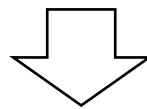
第５章 重大事態への対処

１ 調査を要する重大事態

①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（年間３０日間を目安とするが、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する。）

③「児童や保護者から、いじめられて重大な事態に至ったという申し出があったとき。」



教育委員会へ報告

市教育委員会が調査の主体を判断

※「学校」を調査の主体とした場合

市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応をとる。

◆重大事態の調査組織を設置

「いじめ対応委員会」が調査を行う。

組織の構成については公平性・中立性の確保に努めるとともに、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えることがある。

◆事実関係を明確にするための調査を実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど可能な限り網羅的に明確にする。

◆調査結果の提供および報告

ア) いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。情報の提供にあたっては、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は市教育委員会に報告する。

※「教育委員会」を調査の主体とした場合

市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

第6章 再発防止、事後の取組

1 基本的な考え方

いじめは決して許されないことである。しかし、いじめはどの学校でも、どの子にも、また、いつでも起こりうる問題であるとの認識を常に持ち、いじめ事象が解決したとしても、その再発を防止するために引き続き見守り続ける体制を整えることが大切である。そして、「いじめは絶対に許されない」という認識に立って、事後も含めて常日頃から、家庭・地域・関係機関等との連携を密にしていじめ問題への対応を推進することが大切である。

2 具体的な取組

- ① 新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を市教育委員会に報告し、対応を協議する。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人ひとりに徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されないことを理解させ、大人に伝えることの大切さを認識させる。
- ③ いじめられている児童については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。
- ④ 被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
- ⑤ 学級活動、道徳教育等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。
- ⑥ 認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。
- ⑦ 人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーや心の教室相談員とも連携する。
- ⑧ 運動会や校外学習等の学校行事、児童会行事、委員会活動やクラブ活動などの特別活動は、児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。